

令和 2 年度 5 月 6 日

名古屋四日市国際港湾株式会社

弊社在宅勤務期間の延長について

5 月 4 日の緊急事態宣言延長を受け、5 月 6 日までとしておりました弊社の在宅勤務を宣言が解除されるまでの当面の間延長することとしました。

引き続き、関係者の皆様にはご不便をおかけすることもあると思いますが、何卒ご理解をお願い申し上げます。

問い合わせ先
名古屋四日市国際港湾株式会社
soumu@nypc.co.jp